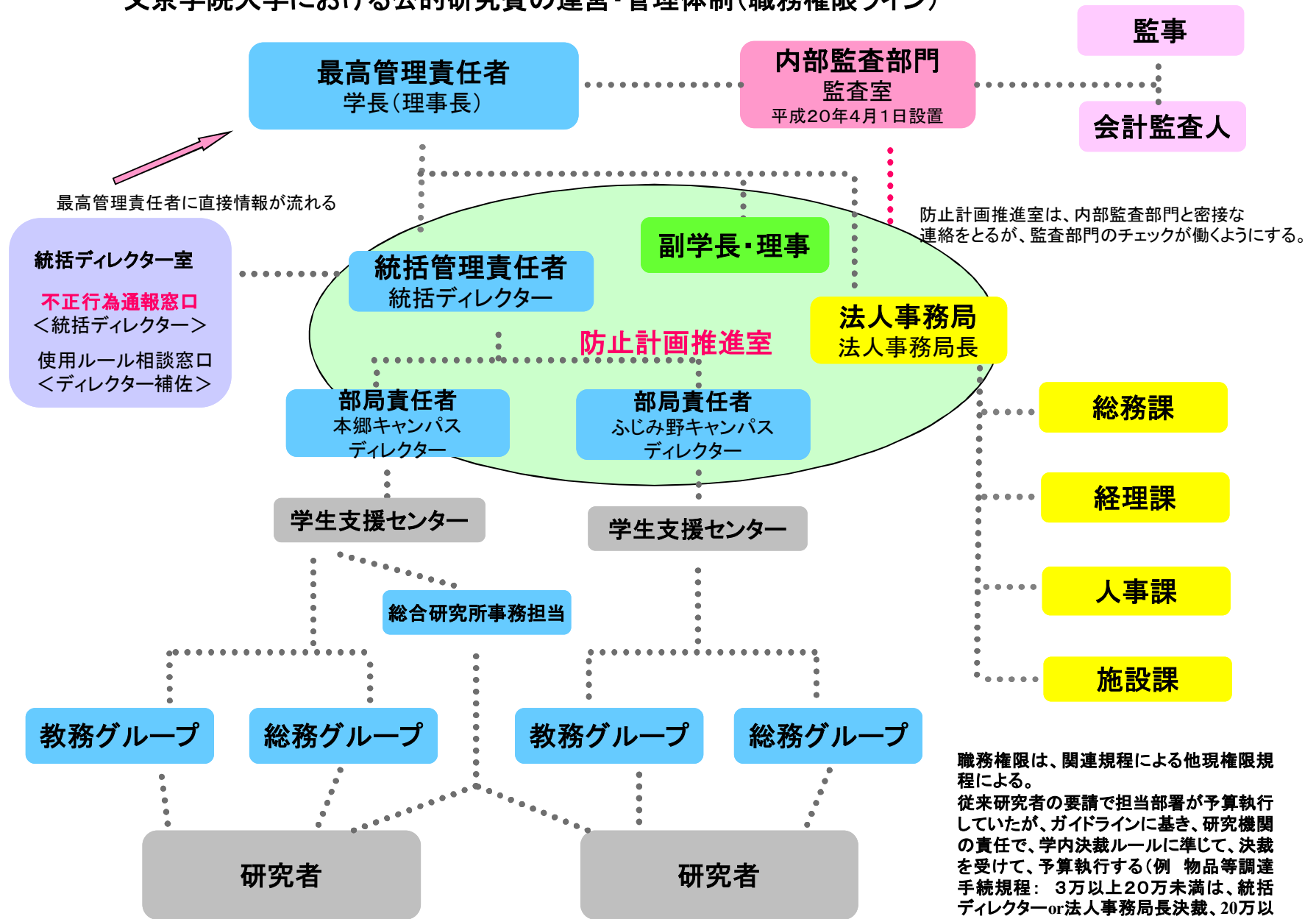


文京学院大学における公的研究費の運営・管理体制(職務権限ライン)



職務権限は、関連規程による他現権限規程による。
従来研究者の要請で担当部署が予算執行していたが、ガイドラインに基づき、研究機関の責任で、学内決裁ルールに準じて、決裁を受けて、予算執行する(例 物品等調達
手続規程: 3万以上20万未満は、統括ディレクターor法人事務局長決裁、20万以上は学長(理事長)決裁)。